

特定最低賃金改定のお知らせ

福岡県の最低賃金が以下のとおり改定されました。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 789円	平成29年10月1日

福岡県特定(産業別)最低賃金が以下のとおり改定されます。

特定最低賃金		効力発生日
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	1時間 927円	平成29年12月10日
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間 881円	
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間 902円	
福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金	1時間 846円	
福岡県自動車(新車)小売業最低賃金	1時間 892円	

- これらの特定(産業別)最低賃金に該当しない産業は、平成29年10月1日から改定された福岡県最低賃金(1時間789円)が適用されます。
- 最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 月給制の場合は、月給を1箇月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。
- 詳しくは福岡労働局労働基準部賃金室(電話 092-411-4578)またはお近くの労働基準監督署にお尋ねください。

引用元:福岡労働局ホームページより